

2024年3月6日

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止 (2024年12月末) の決定について

- 本声明は、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（以下「当運営機関」という。）が算出・公表する金利指標のうち、「ユーロ円 TIBOR」の全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を2024年12月末で恒久的に公表停止することを決定した旨を公表するものです¹。
- 当運営機関は、本声明の公表に先立ち、全銀協 TIBOR 業務規程第51条に沿って²、ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に係る検討を進め、同条に定めるすべての手続きを本日付で完了しております。主な対応内容は、以下のとおりです。
 - ✓ 2023年8月に実施した「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議³」（以下「市中協議」という。）の結果、「ユーロ円 TIBOR を恒久的に公表停止にすること」および「公表停止時期を2024年12月末とすること」について、全回答者から支持されたことを確認しました⁴。
 - ✓ ユーロ円 TIBOR を参照する特定の商品・取引のエクスポージャーやフォールバック条項の導入状況等に関する調査（2023年9月末時点）を実施し、その結果、同指標を2024年12月末で恒久的に公表停止した場合であっても、金融経済の安定に与える影響は限定的なものに留まると考えられるとの結論に至りました（附属資料）。
- 今般の決定およびリファレンス・バンクの営業日を踏まえると、ユーロ円 TIBOR の最終公表日は、2024年12月30日（月）となります。その翌日以降、情報提供会社や当運営機関ウェブサイトにおいて、ユーロ円 TIBOR の公表は行われません⁵。

¹ 「日本円 TIBOR」は、全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）の公表が継続されますのでご注意ください。

² 以下の URL の11頁～16頁をご参照ください。

https://www.jbatibor.or.jp/Public_Consultation_on_permanent_cessation_of_Euroyen_TIBOR.pdf

³ 脚注2の URL をご参照ください。

⁴ https://www.jbatibor.or.jp/Results_of_Public_Consultation_on_permanent_cessation_of_Euroyen_TIBOR.pdf

⁵ 本声明の公表時点で、ユーロ円 TIBOR の提供を継続する後継の運営機関は存在しません。また、同指標の公表停止後に、例えば、市場データを用いて算出する擬似的なユーロ円 TIBOR（“シンセティックユーロ円 TIBOR”）等を当運営機関が公表する予定はありません。

- 本声明は、「公表停止トリガー⁶」に該当することが意図されています。国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA) からのユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に係るステートメントも併せてご参照ください。
- 今後、ユーロ円 TIBOR の利用者は、本声明、本声明を受けた関係当局や関係団体からのステートメント (アナウンスメント) 等、およびこれまでに対応が進められてきた以下の事項を踏まえ、同参照契約からの移行対応や、それに伴う事務・システムの変更等を計画的に進めることが求められます。
 - ✓ 当運営機関は、2023 年 3 月に「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議の結果」を公表⁷し、ユーロ円 TIBOR の後継金利 (フォールバック・レートおよびスプレッド調整) に関する見解を示しています。
 - ✓ 金融庁は、2023 年 12 月に公表したアナウンスメント⁸において、市場参加者に対し、遅くとも 2024 年 6 月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨⁹しています。
 - ✓ ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に伴う実務上の論点¹⁰については、各検討主体において検討・整備が進められています。
- 当運営機関は、ユーロ円 TIBOR の利用者による移行対応が円滑に進み、同指標が 2024 年 12 月末をもって秩序ある公表停止を迎えられるよう、引き続き、関係当局や関係団体等と連携して参ります。

以 上

⁶ 以下の URL の 18 頁をご参照ください。

(<https://www.jbatibor.or.jp/c8e115fc2633d8f869c3ba851c86f55a4bd468cf.pdf>)

⁷ https://www.jbatibor.or.jp/Results_of_Public_Consultation_on_fallback_issues.pdf

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231222/20231222.html>

⁹ なお「ユーロ円 TIBOR を参照する既存ポジションのリスク管理目的等でのデリバティブ取引を妨げるものではありません。また、顧客のために執行した取引が、結果としてユーロ円 TIBOR リスクの積み増しとなることを妨げるものではなく、取引の勧誘・交渉・執行前後に、顧客の取引目的の確認までを求めるものではありません。」とも記載されています。

¹⁰ 脚注 2 の 30 頁および脚注 6 の 41~42 頁をご参照ください。なお、各検討主体からの公表情報は、当運営機関ウェブサイトの「全銀協 TIBOR 改革」頁 (国内外の動向) にも適宜掲載していることから、併せてご参照ください。

(<https://www.jbatibor.or.jp/reform/>)

ユーロ円TIBORエクスポージャー等調査 結果概要（2023年9月末基準）

2024年3月6日



調査基準日	2023年9月末
調査対象先	計149先 主要行等 9先（みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行） 地域銀行 100先 その他の銀行等 40先（主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等13先、外国銀行支店16先、ゆうちょ銀行、農林中央金庫、信金中央金庫）
主要調査項目	<ul style="list-style-type: none">・ユーロ円TIBORを参照する貸出・非ISDAデリバティブの残高（想定元本）および契約件数うち、満期が2024年12月末を超える契約の残高（想定元本）および契約件数。うち、フォールバック条項が導入済の契約の残高（想定元本）および契約件数。・ユーロ円TIBORを参照する貸出・非ISDAデリバティブのうち、満期が2024年12月末を超える契約に対する今後の対応方針および対応予定時期。・ユーロ円TIBORを参照する契約（貸出・非ISDAデリバティブ以外を含む）で2024年12月末までにフォールバック条項導入・事前移行等が困難な可能性のあるものの有無。

※ 本調査に関する留意事項は、8ページに一覧化していることから必要に応じてご参照ください。

- 当運営機関は、ユーロ円TIBORを恒久的に公表停止した場合の金融経済の安定に与える影響（※1）を見極めることを目的として、主なリスクの所在を見定めつつ、前頁に記載の概要に沿って調査を実施しました。
- 前回調査（2021年12月末基準※2）と比較のうえ、ユーロ円TIBORを参照する特定の商品・取引毎に調査結果の概要を整理すると、以下のとおりです。
 - ✓ 貸出について、そのエクスポージャーは前回調査対比で概ね横ばい圏内ですが、満期が2024年末を超える契約の件数をみると、既に4割弱にフォールバック条項が導入されています（図表1）。また、調査時点で未対応の契約がある金融機関（45先）のうち、残高ベースで9割弱、件数ベースで8割弱を占める先（18先）において、今後の対応方針や対応予定時期が確認されました（図表4）。
 - ✓ 非ISDAデリバティブについて、そのエクスポージャーは限定的であり、前回調査対比でみると契約件数は大きく減少しています（図表5）。また、調査時点で未対応の契約がある金融機関（6先）のうち、想定元本・件数ベースで9.9割を占める先（5先）において、今後の対応方針や対応予定時期が確認されました（図表8）。
- ユーロ円TIBORからの移行に係る課題として、シンジケート・ローンにおけるエージェント行の方針確認やデリバティブ取引におけるカウンターパーティの対応方針の考慮、清算機関における早期対応などを課題等とする回答が寄せられたものの、貸出や非ISDAデリバティブ以外の契約を含め、明確に移行が困難な契約は確認されませんでした（図表9）。
- 以上の分析・考察を通じて、調査基準日（2023年9月末）時点において、①既に2024年12月末のユーロ円 TIBORの公表停止に備える検討・対応の進展が確認されたこと、②明確に移行が困難な契約は確認されなかったことを踏まえ、当運営機関は、**2024年12月末でのユーロ円TIBORの恒久的な公表停止に伴う金融経済の安定に与える影響は、限定的なものに留まると考えられる**との結論に至りました。

※1 「[ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議](#)」の別紙3（ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止に伴う影響分析）を併せてご参照ください。

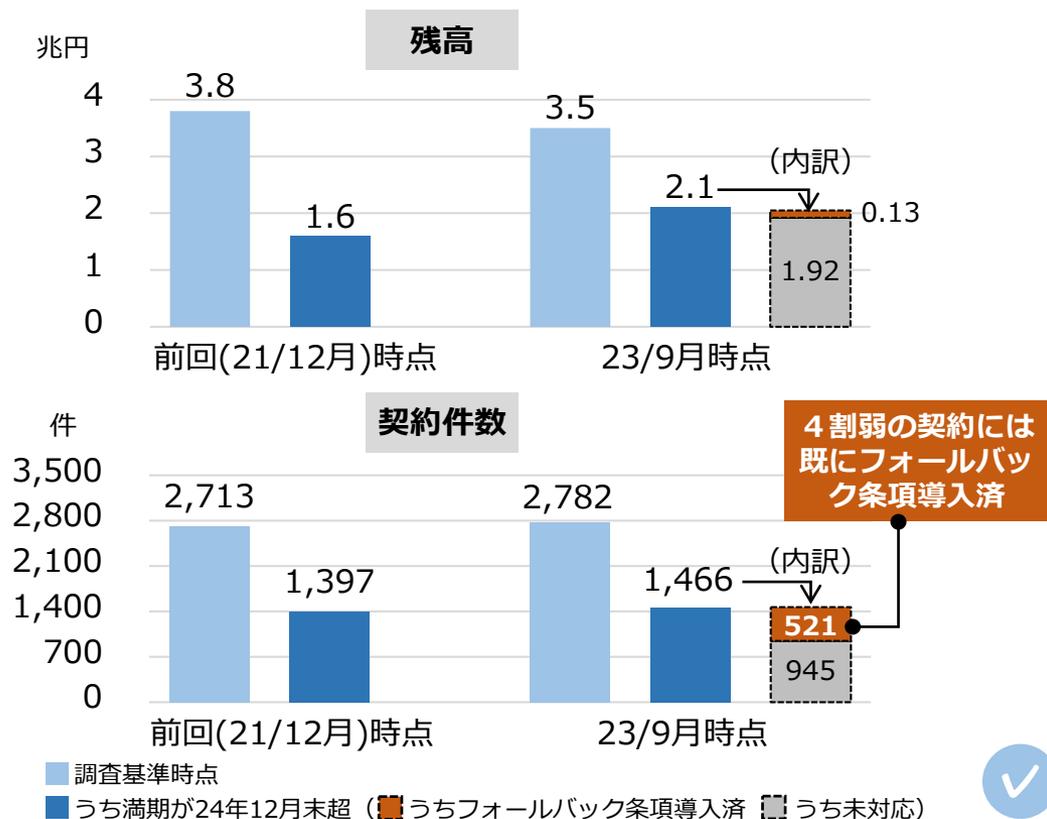
※2 「[TIBORエクスポージャー調査結果概要（2021年12月末基準）～ユーロ円TIBOR～](#)」

2. ユーロ円TIBORを参照する貸出

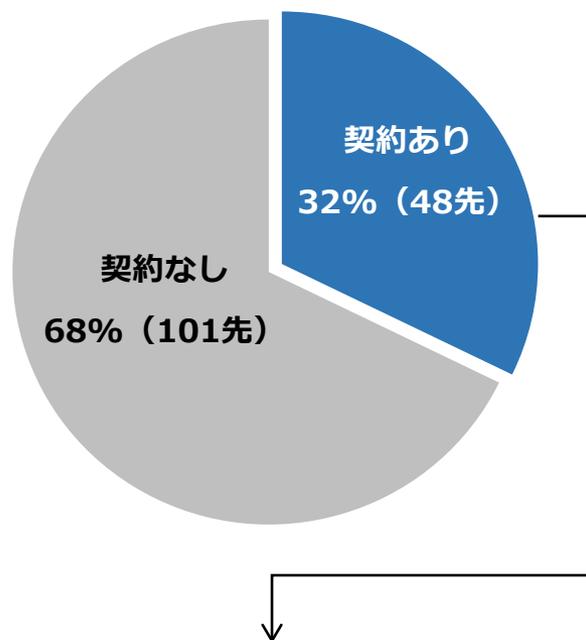
(1) 残高・契約件数

- 貸出のエクスポージャーは、約3.5兆円／2,782件（うち、満期が2024年12月末を超える契約は約2.1兆円／1,466件）と、前回調査（2021年12月末基準）対比で概ね横ばい圏内でしたが、満期が2024年末を超える契約件数（1,466件）のうち、4割弱の契約（521件）にはフォールバック条項が既に導入されています。
- 満期が2024年12月末を超える貸出を保有する金融機関は、全体の約3割（48先）と限定的です。

【図表1】 貸出のエクスポージャー（残高・契約件数） ※



【図表2】 満期が2024年12月末を超える貸出を保有する金融機関



「契約あり」と回答した48先の対応状況、および今後の対応方針・対応予定時期は、次頁を参照。

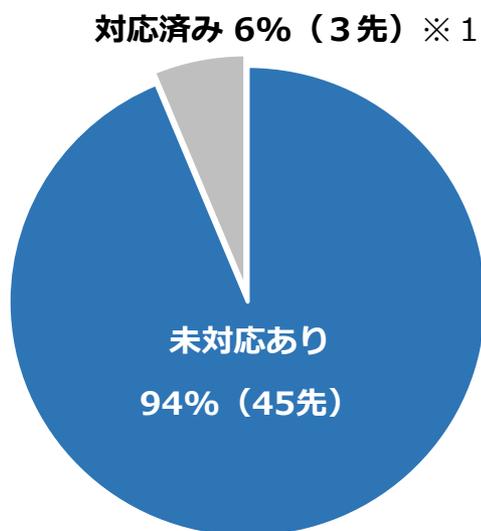
※ 「前回（21/12月）時点」の調査では、フォールバック条項の導入状況を調査していません。

2. ユーロ円TIBORを参照する貸出

(2) 満期が2024年12月末を超える契約を保有する先の対応状況・対応予定

- 満期が2024年12月末を超える貸出を保有する金融機関（「要対応先」48先）のうち、45先が調査時点で「未対応あり」と回答しました。
- もっとも、未対応の貸出がある先（45先）の主な対応方針および対応予定時期に係る回答と、各先のエクスポージャー（残高・契約件数）の状況を組み合わせてみると、**残高ベースで9割弱、件数ベースで8割弱を占める先（18先）**において、今後の対応方針や対応予定時期が確認されました。

【図表3】 要対応先（48先）の
主な対応状況



※1 「対応済み」は、既にフォールバック条項導入済等と回答した先の合計。

【図表4】 「未対応あり」と回答した先（45先）の今後の対応予定 ※2

＜上段：残高（単位：兆円）、下段：契約件数（単位：件）、先数は45先の内訳＞

対応方針	対応予定時期					未定
	2024年 1～3月	2024年 4～6月	2024年 7～9月	2024年 10～12月		
事前移行	0	0	0.15	0.41	0.003	
FB条項導入	0.002	0.28	0.75	0.05	0.05	
未定	0	0	0	0.02	0.20	
残高ベースで9割弱を占める先の方針を確認 ※3						
事前移行	0	0	53	129	7	
FB条項導入	40	35	451	28	66	
未定	0	0	0	9	127	
件数ベースで8割弱を占める先の方針を確認 ※4						
(先数)	1先	1先	11先	9先	23先	
□ 内の先数：18先						

※2 未対応の契約がある先の主な対応方針および対応予定時期に係る回答と、同先のエクスポージャーの状況（満期が24年12月末を超えるものでFB条項未導入の残高・契約件数）を組み合わせ、整理したもの。

※3 満期が2024年12月末を超えるものでFB条項未導入の残高（約1.92兆円）のうち、約1.65兆円（86%）

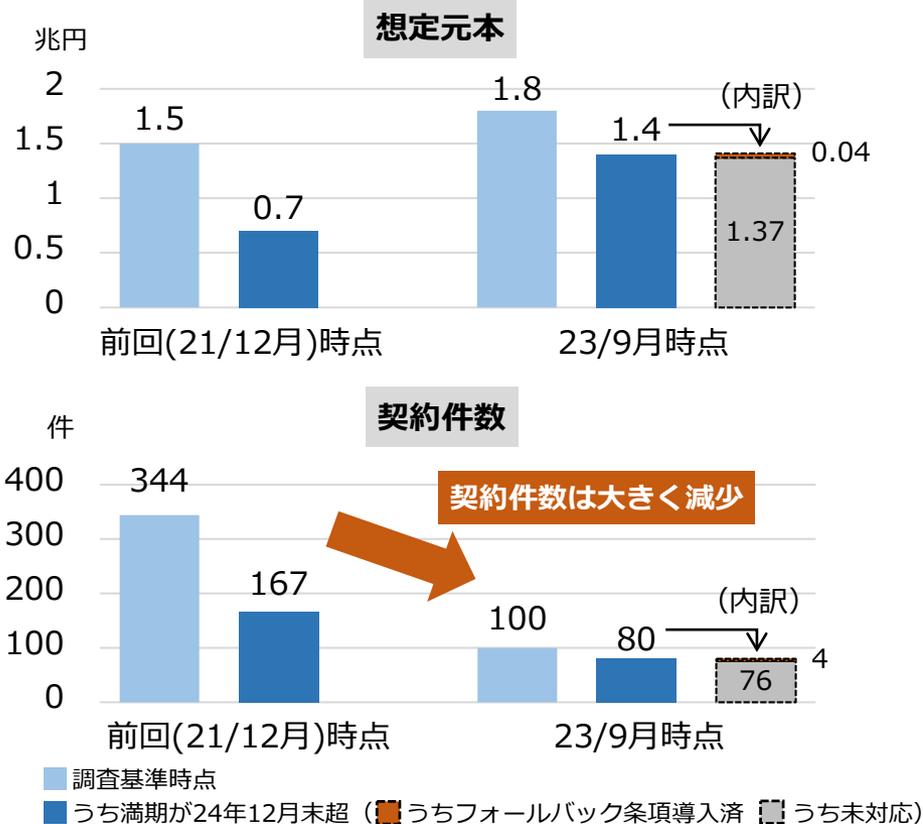
※4 満期が2024年12月末を超えるものでFB条項未導入の契約件数（945件）のうち、736件（78%）

3. ユーロ円TIBORを参照する非ISDAデリバティブ

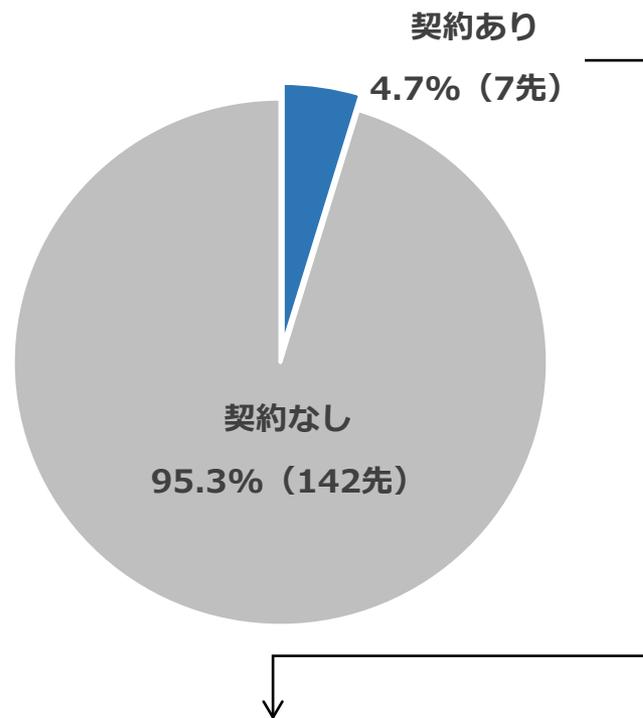
(1) 想定元本・契約件数

- 非ISDAデリバティブのエクスポージャーは、約1.8兆円/100件（うち、満期が2024年12月末を超える契約は、約1.4兆円/80件）と限定的です。前回調査（2021年12月末基準）対比でみると、契約件数は大きく減少（344件→100件など）しています。
- 満期が2024年12月末を超える非ISDAデリバティブを保有する金融機関は、7先と僅少です。

【図表5】非ISDAデリバティブのエクスポージャー
（想定元本・契約件数）



【図表6】満期が2024年12月末を超える非ISDA
デリバティブを保有する金融機関



「契約あり」と回答した7先の対応状況、および今後の対応方針・対応予定時期は、次頁を参照。

※ 「前回（21/12月）時点」の調査では、フォールバック条項の導入状況を調査していません。

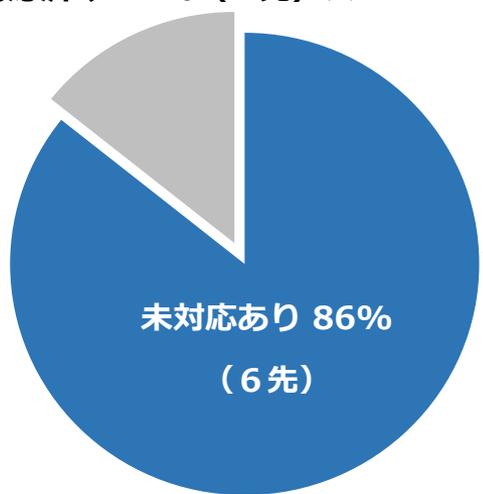
3. ユーロ円TIBORを参照する非ISDAデリバティブ

(2) 満期が2024年12月末を超える契約を保有する先の対応状況・対応予定

- 満期が2024年12月末を超える非ISDAデリバティブを保有する金融機関（「要対応先」7先）のうち、6先が調査時点で「未対応あり」と回答しました。
- もっとも、未対応の契約がある先（6先）の主な対応方針および対応予定時期に係る回答と、各先のエクスポージャー（想定元本・契約件数）の状況を組み合わせてみると、**想定元本・件数ベースで9.9割を占める先（5先）**において、**今後の対応方針や対応予定時期が確認されました。**

【図表7】要対応先（7先）の主な対応状況

対応済み 14%（1先）※1



※1 「対応済み」は、既にフォールバック条項導入済と回答。

【図表8】「未対応あり」と回答した先（6先）の今後の対応予定 ※2

<上段：想定元本（単位：兆円）、下段：契約件数（単位：件）、先数は6先の内訳>

対応方針	対応予定時期				未定
	2024年 1～3月	2024年 4～6月	2024年 7～9月	2024年 10～12月	
事前移行	0	0	0.007	1.36	0.00
FB条項導入	0	0.002	0.004	0	0
未定	0	0	0	0	0
事前移行	0	0	3	67	1
FB条項導入	0	1	4	0	0
未定	0	0	0	0	0
(先数)	0先	1先	2先	2先	1先

想定元本ベースで9.9割を占める先の方針を確認 ※3

件数ベースで9.9割を占める先の方針を確認 ※4

内の先数：5先

※2 未対応の契約がある先の主な対応方針および対応予定時期に係る回答と、同先のエクスポージャーの状況（満期が24年12月末を超えるものでFB条項未導入の想定元本・契約件数）を組み合わせ、整理したものを。

※3 満期が2024年12月末を超えるものでFB条項未導入の想定元本（約1.37兆円）のうち、約1.37兆円（99%）

※4 満期が2024年12月末を超えるものでFB条項導入済契約件数（76件）のうち、75件（99%）

4. 2024年12月末までにフォールバック条項導入・事前移行等が困難な可能性のある契約の有無

- ユーロ円TIBORからの移行に係る課題として、シンジケート・ローンにおけるエーエージェント行の方針確認やデリバティブ取引におけるカウンターパーティの対応方針の考慮、清算機関における早期対応などを課題等とする回答が寄せられました。
- もっとも、**貸出や非ISDAデリバティブ以外の契約を含め、明確に移行が困難な契約は確認されませんでした。**

【図表9】フォールバック条項導入・事前移行等に向けた課題や懸念事項

調査事項	主な回答内容
貸出・非ISDAデリバティブへの フォールバック条項導入・事前移行等 に向けた課題や懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他行がエーエージェントを務めるシンジケート・ローンでは、エーエージェント行や他の参加行の対応方針を踏まえて対応する必要がある。 ✓ クロスボーダーローンは、相手国の規制を併せて確認する必要がある。 ✓ 一部案件でデリバティブ取引を行っているため、カウンターパーティの対応方針を考慮する必要がある。 ✓ LIBORと異なり、ユーロ円TIBORを参照しているケースが少ないため、顧客の認知度が低い。
貸出・非ISDAデリバティブ以外への フォールバック条項導入・事前移行等 に向けた課題や懸念事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中央清算機関（日本証券クリアリング機構）でクリアリングしているISDAマスター契約に準拠するデリバティブ取引の契約件数が多いため、システム移行の準備が必要。極力早期に、具体的な事前移行方法に関して、同機構からの情報開示が必要。

【全般的な留意事項】

- (注1) 当運営機関は、本資料によって直接的または間接的に発生した損害・損失について、一切の責任を負いません。
- (注2) 本資料に記載の残高（または想定元本）の計数は、四捨五入を行った数値であるため、合計値が一致しないことがあります。

【各調査項目に関する留意事項】

- (注1) 「貸出」には、コミットメントラインを含みます。
- (注2) 「非ISDAデリバティブ」とはISDA Master Agreement（ISDAマスター契約）に準拠している、または、契約相手方がCCPである店頭デリバティブ取引以外の店頭デリバティブ取引を指します。
- (注3) 非ISDAデリバティブにおける「残高」は「想定元本」に読み替えてください。
- (注4) 非ISDAデリバティブにおける「想定元本」および「契約件数」の合計値は、受取・払側の二重計上に係る調整を行っていません。
- (注5) 「フォールバック条項（FB条項）」には、ハードワイヤードアプローチおよび修正アプローチを含みます。
- (注6) 本資料中に記載されている前回調査（2021年12月末基準）の計数は、同前回調査の結果のうち、主要行、地域銀行、その他の銀行等が保有する契約の残高（想定元本）・契約件数を合計したものです。また、前回調査の結果公表（2022年5月）以降に金融機関から受領した計数訂正を反映させています。

【ご参考】ユーロ円TIBORの調査結果の全体像

		全対象先							
		全対象先		主要行等		地域銀行		その他の銀行等	
		残高 (兆円)	契約 件数 (件)	残高 (兆円)	契約 件数 (件)	残高 (兆円)	契約 件数 (件)	残高 (兆円)	契約 件数 (件)
貸出		3.5	2,782	2.2	1,073	1.2	1,628	0.1	81
	うち満期2024年末超	2.1	1,466	1.0	347	0.9	1,065	0.06	54
	うちFB条項導入済	0.13	521	0.09	42	0.03	465	0.008	14
非ISDAデリバティブ		1.8	100	1.8	90	0.006	6	0.004	4
	うち満期2024年末超	1.4	80	1.4	71	0.004	5	0.004	4
	うちFB条項導入済	0.004	4	0	0	0	0	0.004	4